

す。)

砂防課

## 長野県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害警戒区域の名称  
砂ヶ瀬A、砂ヶ瀬B、百島及び鳥居
- 指定の区域  
木曾郡木曾町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

## 長野県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害警戒区域の名称  
神田、徳原、見婦、黒田及び黒田原
- 指定の区域  
木曾郡上松町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

## 長野県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害警戒区域の名称  
松越、上島、九蔵及び滝越
- 指定の区域  
木曾郡玉滝村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

## 長野県告示第192号

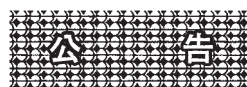
平成19年長野県告示第297号(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定)の一部を次のとおり改正します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとする。

建築住宅課



## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 落札に係る役務  
平成28年度長野県庁舎等清掃作業委託
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県総務部財産活用課  
(2) 所在地 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日  
平成28年3月11日
- 落札者の名称及び住所  
(1) 名称 伊那美装株式会社  
(2) 住所 長野県伊那市狐島3836番地1
- 落札金額  
27,086,400円
- 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 入札公告を行った日  
平成28年1月7日

財産活用課

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日  
平成28年3月10日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子ども・人権・エンパワメントCAPながの

3 代表者の氏名

矢島 宏美

4 主たる事務所の所在地

長野市松代町柴274番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもの人権が尊重される社会の実現に寄与する目的のために、子どもと子どもを取りまく地域・社会に対してCAP（子どもへの暴力防止）プログラムを広め、子どもへの暴力防止全般の研修などをおこなう。それにより、おとなたちが子どもへの暴力防止を目指し、子どもが人権意識を持って自分を守る力を高めることで、子どもに対する差別の解消を図り、子どもにとって安心な社会を作り出すこととする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年3月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Mam's Style

3 代表者の氏名

櫻井 弥生

4 主たる事務所の所在地

長野市稲里町下水鮑465番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、長野市及び近隣の市町村に在住する子育て中の母親及び父親に対し、地域社会に溶け込んだ共に支え合う子育てのコミュニティを促進及び創出する活動を行う。また子育てと就労のバランスのとれた両立を目指し、啓発、改善、促進を図る。活動を通し、子育てする男女及び子ども達がよりよく暮らしやすいまちづくりの創成に寄与する。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイデン松本村井店

松本市芳川小屋964ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

生活協同組合コープながの

長野市篠ノ井御幣川668

3 廃止前の店舗面積の合計

1,586平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 廃止した日

平成28年1月1日

産業政策課サービス産業振興室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年3月24日

長野県警察本部長 尾崎 徹

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等及び数量

交通監視用カメラシステム一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成28年8月1日から平成33年7月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約の履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づ

く入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。  
 (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しない者は、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

#### (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手することができます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>

#### (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

#### (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
 長野県会計局契約・検査課用品調達係  
 電話 026 (235) 7079

### 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市三輪1丁目6番15号 長野中央警察署内  
 長野県警察本部交通部交通規制課交通管制センター  
 電話 026 (244) 0110 内線 613

### 5 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年4月12日(火) 午後1時30分  
 イ 場所 長野中央警察署 4階大会議室

#### (3) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成28年4月11日(月) 午後5時  
 イ 提出場所 長野中央警察署郵便番号 380-0803

長野中央警察署内 長野県警察本部交通部交通規制課交通管制センター

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年3月31日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県警察本部長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

### 7 Summary

#### (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Traffic monitoring camera system, 1 set

#### (2) Lease duration:

From August 1, 2016 until July 31, 2021

#### (3) Delivery places:

As mentioned in the tender description and specification

#### (4) Contact place for information about the tender; description/conditions/and other inquiries:

Traffic Control Center, Nagano Prefectural Police Headquarters  
 1-6-15 Miwa Nagano City  
 TEL:026-244-0110 EXT: 613

#### (5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:30PM April 12, 2016  
 Place: Conference Room(4F) of Nagano Chuo Police Station

#### (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00PM April 11, 2016  
 Place: Traffic Regulation Division, Nagano Prefectural Police Headquarters  
 380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

交通規制課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事、長野県教育委員会及び長野県公安委員会から、平成27年度定期監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成28年3月24日

長野県監査委員 田口敏子  
 同 西沢利雄  
 同 西沢昭子  
 同 清沢英男

平成27年度定期監査報告（一般会計・特別会計）

【監査の結果（指摘事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指摘事項	処理状況	機関名
収入事務 2件	1 調定の時期が適切でないもの		
	(1) 収入に関する事務において、前年度及び前々年度の監査で指導したにもかかわらず、定められた期日までの処理がなされていなかった。 ・北部事務所の継続分の行政財産使用料（360円）について、本来ならば4月30日までに徴収すべきところ、6月9日に調定を行い、納期を6月27日としていた（平成26年度において指導事項）。 ・本所の継続分の道路占用料（9,565,189円）及び河川占用料（5,561,283円）について、本来ならば4月30日までに徴収すべきところ、4月30日（河川）、5月1日（道路）に調定を行い、納期を5月23日としていた（平成25年度において指導事項）。	年度当初に定期的に行われる調定事務のチェックリストを作成し、複数の職員により進捗管理を行い、チェック体制を整備したところ改善が見られました。しかしながら、所全体に周知が徹底されておらず、同様の案件が発生してしまいました。 改めて、以下のとおり所全体で改善に努めています。 (1) 課長・係長会議で、指摘事項を周知し、さらに全職員へ伝達しました。 (2) 年間スケジュール表とチェックリストを再度整備し所内に掲示するとともに、担当者のほかに係員・係長を加えた複数職員が準備から調定決議までの作業状況を4月10日までに確認します。 ここ何年か同様の事案について指導されていることに鑑み、管理監督者及び職員一人ひとりが、不適切な処理を見逃さないよう審査を行ってまいります。	佐久建設事務所
	2 その他収入に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 本所の道路占用及び河川占用について、平成24年度及び25年度において処理すべき許可事務を、平成26年度になって行ったため、徴収すべき占用料350,000円程度が徴収できなかった。	再発防止として以下のとおり改善を図りました。 (1) 申請書を受理した際には係長の確認を受けた上で、共有サーバー上の処理簿に記入するとともに、協議事項や補正を求めた経過等を逐次記入し、課内で進捗状況を共有することとしました。 (2) 未処理申請書の保管場所を定め、係長が週1回受付や処理の状況を確認することとし、進捗管理を徹底してまいります。	佐久建設事務所
補助金事務 2件	1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金において、農業者が借入金を繰上償還した後も、十分な確認をしないまま利子助成金を交付していた（いわゆる「過交付」）。過交付した補助金のうち、4件348,466円については、消滅時効により回収不能となった。 ・上伊那地方事務所農政課 （3件319,936円、過交付期間 平成16～25年度）	過交付金額のうち、時効により返還請求権が消滅していない82,185円については、平成27年3月31日に収納しました。 また、今回の問題を受け、次の再発防止策に取り組み、事務の適正執行を図っています。 (1) 農業者から申請の都度、市町村へ助成額の算出に必要な償還年次表等を提出させること。 (2) 助成を行っているすべての農業者について、県において管理台帳の再整備を行い、市町村の台帳整備についても徹底すること。 (3) 融資元の日本政策金融公庫から、年2回の助成時期に合わせて、全案件の融資情報の提供を受け、県と市町村で共有すること。	上伊那地方事務所 農政課

	<p>(4) 新たに作成した独自のチェックリストを活用するとともに、複数の職員により申請内容を精査すること。</p> <p>(5) 市町村担当者へ利子助成制度を事務執行上の留意事項について徹底するとともに、チェックリストを配布し、チェック体制を強化すること。</p>		
<p>農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金において、農業者が借入金を繰上償還した後も、十分な確認をしないまま利子助成金を交付していた(いわゆる「過交付」)。過交付した補助金のうち、4件348,466円については、消滅時効により回収不能となった。</p> <p>・松本地方事務所農政課 (1件 28,530円、過交付期間 平成20～26年度)</p>	<p>松本地方事務所農政課における過交付金の総額は201,484円です。このうち、消滅時効により回収不能となった28,530円を除く、172,954円については、平成27年8月31日に収納しました。</p> <p>なお、今回のような不適切な事例が二度と発生しないよう、以下のとおり再発防止策を講じます。</p> <p>(1) 市町村に対し、平成27年10月21日付け27松地農第396号で「農業経営基盤強化資金利子助成金の交付事務の適正な執行について」を通知し、当該助成金の適正・適切な事務処理を徹底しました。</p> <p>(2) 書類の審査に当たっては、平成27年度下半期利子助成金交付事務から、要綱に定める書類以外に、市町村が農業者から提出を求めた償還年次表及び支払通帳の写しと、県が年2回の助成時期に合わせ日本政策金融公庫から入手する融資残高に基づいて、利子助成額の確認を行うこととしました。</p> <p>(3) 地方事務所及び市町村で平成28年1月末を目途に管理台帳の再整備を行い、利子助成対象残高の情報共有を図るとともに、適正な事務処理を徹底するための農業制度資金担当者会議を開催します。</p> <p>(4) 11月25日の所課長会議において、過交付における是正措置と再発防止の徹底について説明し、各所課への注意喚起を図りました。</p>		<p>松本地方事務所農政課</p>
<p>(2) 造林関係補助事業において、平成19年度から25年度までの長期間にわたり、財務関係法令を逸脱した不適正な補助金交付事務が行われていた。</p>	<p>林務部では、「大北森林組合補助金不正受給等検証委員会」の報告を踏まえ「林務部コンプライアンス推進行動計画」を策定し、「二度とこのような事案を起こさない」との強い決意の下、再発防止に取り組んでいます。この行動計画に基づく北安曇地方事務所林務課の取組の概要は次のとおりです。</p> <p>1 職員の資質向上とコンプライアンス意識の改革</p> <p>(1) 職員一人ひとりの業務に向う姿勢の学び直し ・規範意識醸成を図るための職場内研修会の実施他</p> <p>(2) 職員間のコミュニケーションを活性化し、県民起点で議論する組織づくり ・職場内検討会を月に1回以上開催し係横断的な課題に対し連携他</p> <p>2 組織として不祥事を防止するための仕組みづくり</p> <p>(1) 再発防止に向けた体制の整備 ・コンプライアンス推進会議を設置し、行動計画に基づく取組みの進捗管理、効果検証を実施</p> <p>(2) 検査におけるけん制体制の強化 ・事業担当と検査担当の区分け</p> <p>3 造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築</p> <p>(1) 補助申請者による自己チェックの強化と書類</p>		<p>北安曇地方事務所林務課</p>

		<p>調査の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・森林GISを活用した施業履歴データの整備など、重複申請を防止するための施工地管理の実施</li></ul> <p>(2) 現地調査の形骸化防止・けん制体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地調査箇所の抽出の無作為抽出を徹底</li><li>・現地調査の原則2人体制での実施</li></ul> <p>(3) 現地調査が困難な年度末申請の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・積雪により現地調査が困難な第6回申請を原則廃止</li></ul> <p>また、毎月の取組み状況を「コンプライアンス推進本部」に報告し、その内容はホームページにて県民の皆様に公表されます。年度末には、取組状況の検証を行い、その結果により計画を見直すなどPDCAサイクルにより充実を図ることとしています。</p>	
--	--	---	--

## 平成27年度定期監査報告(一般会計・特別会計)

## 【監査の結果(指導事項)に関する報告に基づく措置(処理状況)の内容】

分類	指導事項	処理状況	機関名
収入事務 6件	1 使用料の算定を誤っていたもの		
	駐車場に係る行政財産目的外使用許可において、使用料の額は土地の評価額に100分の6.48を乗じて算定すべきところ、100分の6を乗じて算定したため、354円の徴収不足が生じた。	平成27年度から適正に算定し徴収しています。再発防止のため、最新の要領及び通知を確認のうえ、算定額の計算を係長がダブルチェックを行う体制としました。	障がい者支援課
	2 調定の時期が適切でないもの		
	(1) 行政財産目的外使用許可に伴う管理経費については、原則として毎月調定のうえ徴収すべきところ、松本旭町庁舎の使用許可に係る平成26年4月分から27年3月分までの管理経費合計3,846,708円を年度末に一括調定し、徴収していた。	毎月調定ないし四半期調定への変更について、それに伴う事務処理の負担増につき受託者や、子メーター記録を行っている再委託受託者に対し説明をし、具体的方策について協議を行ってきています。 また、これまで年度末の一括調定・請求を続けてきた経過から、各使用団体に対しても毎月調定ないし四半期調定への変更に伴う必要な予算措置についても、理解を求めてきています。 こうした中で、順次調定間隔の改善を図っており、平成28年1月使用分から、毎月ごとの調定に改善しました。 (平成27年度は10月と28年1月以降毎月調定実施。)	こども・家庭課
	(2) 行政財産目的外使用許可の土地、建物(8件)について、使用許可が継続の場合の次年度以降の使用料は4月30日までに徴収すべきところ、5月中に行っていた。	平成27年度は、4月7日に行政財産目的外使用許可(継続分)の土地・建物使用料8件の調定を行い、4月30日までにすべての徴収を完了しました。 また、例年4月は建築関係業務の繁忙期でもあるため、その他の業務に不適切な事務処理が起こらないよう、処理期限を記載したチェックリストを作成し、それを課内で共有することで期限内の事務処理を行えるようにしました。	北信地方事務所建築課
	3 その他収入に関する事務処理が適切でないもの		
(1) 道路占用料について、督促状を発付すべき滞納者に対して発付していなかった。	今後は財務会計システムから定期的(月1回月末)に調定状況一覧を出力し、収入未済の状況を係長及び係員が複数でチェックする体制を整え、適切に事務処理を行ってまいります。 なお、平成27年度については、該当者に督促状を発付しております。	諏訪建設事務所	
(2) 道路占用料の延滞金を徴するに当たり、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合を乗じて得た額とすべきところ、年114.5パーセントを乗じて得た金額を徴していた。 (1件、過徴収額 1,000円)	過徴収額の返金を平成28年1月6日に完了しました。 また、改善策として、根拠規定を明示するとともに、独自に作成したチェックリストにより、複数の職員による確実な確認を実施し、収入事務処理の適正を図ってまいります。	木曾建設事務所	
(3) 急傾斜地崩壊対策事業について、市町村から工事公告前に負担金を徴収すべきところ、年度末までその徴収を怠っていた。	今年度は、施行通知が到着次第、該当市町村の事務担当者に速やかに連絡し、円滑な納入について調整を行っています。 また、改善策として、独自にチェックリストを作成し、工事公告前に負担金が納入されているか、複数の職員による確認を徹底してまいります。	木曾建設事務所	

契約事務 9件	1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの		
	書道室黒板等修繕工事において、本来であれば、別途需用費で購入すべき生徒椅子を、黒板の修繕に併せて工事請負費で発注したため、生徒椅子の購入についても諸経費（一般管理費、現場管理費）がかかり、割高になっていた。	書道室上下式黒板の塗替え・ガタツキ補修と既存書道機の補強に併せて整備した椅子の更新を、書道室の一連の改修として工事請負費で発注しました。指導を受け、直ちに支出訂正処理を行い、2月9日付けで全額を需用費に訂正しました。今後は、需用費で購入すべきものは、工事に含めることなく別途需用費で購入するとともに、財務規則に基づいた適正な節区分での支出となるよう、事務長以下職員間で相互に確認を行い、経験のない事案については、事前に東信会計センターに確認し、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。	丸子修学館高等学校
	(2) 万郡第二職員宿舎室内改修工事の予定価格算定において、一部の部材を誤って積算していたため、取引の実例価格に基づく予定価格となっていなかった。	部材の積算誤りがないよう、設計委託業者の成果品について部材価格のチェックを徹底し、適正な予定価格の算定を行いました。更に、複数の職員によるチェックを実施し、再発防止の徹底を図りました。	木曾地方事務所地域政策課
	2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 橋梁修繕の設計業務委託の発注に際し、長野県建設工事請負人等選定委員会による審議を行っていなかった。 ・自然公園施設等整備事業 松本市上高地 契約額 334,800円 【工事等監査】	「財務規則等チェックリスト」を作成し、事業実施に当たって必要な事務処理を担当者が確認した経過を残すこととしました。併せて、起案・回議時に財務規則等チェックリストを添付することで担当者以外の者も確認し、財務規則等に基づく適正な事務処理が行われるよう努めてまいります。	自然保護課
	(2) 職員宿舎改修工事の実施設業務委託の発注に際し、長野県警察建設工事請負人等選定委員会（所委員会）の審議を行っていなかった。 ・玉川職員宿舎A屋根外壁等改修工事施設設計業務 契約額 600,480円	担当職員の事務の失念が原因であったことから、再発防止策として昨年11月末に開催された警察本部による中南信ブロック会計業務研修会（工事事務処理実戦塾）を受講し、基礎知識の習得に努めました。また、本年1月より工事契約を行う際は、工事契約チェックリストを作成することとし、複数の職員による確認を確実に実施し、再発防止の徹底を図っています。	茅野警察署
	3 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) ひとり親家庭就業支援講習会委託事業において、複数の業者から見積書を徴取すべきところ、1者の見積りにより業者を決定していた。	監査委員事務局からの指導を受け、「（不調）の場合の取扱いについて」課内で再確認を行いました。平成27年度においては、会計課指導のもと、複数業者から見積書徴取を行い、適切に対応しているほか、見積経過書の記載方法等を見直し、発生防止に努めています。見積もり参加者が少数にとどまるのは、委託仕様内容にも原因があるものと認識し、平成28年度から改善してまいります。	こども・家庭課
	4 その他契約に関する事務処理が適切でないもの		
(1) 委託の増額変更契約に係る契約保証金について、免除申請書の提出がなかったにもかかわらず免除していた。 ・当初契約時には、契約保証金免除申請書の提出があり、これにより過去2年間の実績を確認し免除したが、増額変更時には、免除申請書の提出がなかったにもかかわらず免除していた。 平成26年度復旧治山火山地域委託 増額変更契約 当初契約額： 973,080円 変更後契約額： 1,101,600円 契約保証金の額： 12,852円	増額変更時にも免除申請書を提出するように平成26年12月から事務処理を改善しています。なお、平成27年度から契約を締結するものについては、会計局において平成27年3月に施行された「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」に基づき適正に事務処理を行っています。	長野地方事務所林務課	



	<p>建設工事に係る契約保証金について、本来ならば徴収すべきところ、これを免除していた。</p> <p>・契約人に、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行した実績がなかったにもかかわらず、財務規則第143条第3号の規定により契約保証金を免除していた。</p> <p>保健室冷房設置事業 契約額：1,674,000円 契約保証金の額：167,400円</p>	<p>事務室職員一同長野県財務規則を再認識し、契約の際は事務担当者と事務長がダブルチェックできるチェックリストを作成し、契約保証金の納付免除に該当しない相手方から徴収もれのないようチェック体制を整備しました。</p> <p>なお、今後このような事態を招かないよう関係法令、財務規則等を遵守し適正な事務処理を行ってまいります。</p>	明科高等学校
	<p>(2) 地下オイルタンク改修工事(1,026,000円)は、当初、本館地下オイルタンクについて、法令に基づく改修を行うものであったが、契約後に、当該タンクは法令に違反していないことが判明し、緊急の改修が不要となったため、急ぎょ、工事名、工事場所等の変更契約を行い、本来、別契約で行うべき法令に基づく改修が必要な他のオイルタンクの改修工事を行っていた。</p>	<p>本案件については、計画時に設置状況及び法令の確認が不十分であったことに起因するものです。</p> <p>今後においては、計画段階における設計図書及び官公庁届等による施設設備内容の詳細な確認及び法令等に基づく検討を確実に、会計処理に疑義のある場合は、主管課及び会計センター等への指導助言を仰ぎ適切に処理します。</p>	林業総合センター
	<p>(3) 生徒通用門の修繕について、見積書を徴取し、契約方法により修繕を行うべきところ、同日付けで既存生徒通用門撤去(50,760円)と生徒通用門改修(298,080円)に分けて、請求方法により修繕を行っていた。</p>	<p>事務室内で修繕に関連する財務規則を再確認し、再発防止のため起案から支出までをチェックリストにより職員相互及び事務長の確認を徹底し、慎重に審査を行い適正に事務処理を行うよう努めてまいります。</p>	大町北高等学校
	<p>(4) 大町警察署トイレ改修工事において、予定価格をよく確認しなかったため、予定価格を超えた金額で契約していた。</p>	<p>原因について、チェック体制の不足が認められたことから、警察本部より昨年12月に発出された通達の「建設工事に係る適正な事務処理の徹底について」により、職員に教養を行い、相互に確実なチェックを行うこととしました。</p> <p>具体的には、入札、見積合わせの際に、複数の目によるチェックを厳格に行い、結果の確認においても、予定価格を一見して確認及び比較できるよう、入札経過書又は見積結果書の備考欄に予定価格を記載することとした再発防止に努めています。</p>	大町警察署
支出事務 13件	1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの		
	<p>教育業務連絡指導手当について、出勤日でない日を支給の対象としたため、3件300円の過払いとなった。</p>	<p>過払いの手当については返納手続きを行い平成27年9月28日に納入済です。</p> <p>決裁回議の職員数を増やしチェック体制を強化するとともに、教職員に制度及び教育業務連絡指導手当整理簿の記載方法の周知徹底を図り、再発防止に努めています。</p>	伊那養護学校
	2 旅費の返納又は追給を要するもの		
	<p>(1) 職員に対する旅費について、重複して支給していたため、13件17,500円の過払いとなった。</p>		
	<p>職員に対する旅費について、重複して支給していたため、1件3,180円の過払いとなった。</p>	<p>過払いとなった旅費については、返納手続きを行い12月3日に返納されました。</p> <p>再発防止策として、職員に対し適正な事務処理の周知徹底を図るとともに、旅行命令の重複起案及び決裁を防止するため、本人のパソコンに旅行命令の処理状況を記録することと、庶務担当者のパソコンで精算状況を記録することによるダブルチェックの体制としました。</p>	上伊那地方事務所 商工観光課

<p>職員に対する旅費について、重複して支給していたため、2件2,400円の過払いとなった。</p>	<p>旅費の過払いについては、7月16日付で全て納入されました。</p> <p>再発防止策として以下の対応を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職員（学校長・教頭・事務長）および事務担当者による精算時チェックを強化しました（管理職は「旅費処理状況チェック表」により確認）。</li> <li>・早期の旅費の精算について、職員会で繰り返し周知を行いました。</li> <li>・旅費申請・精算等の入力手続きを含め、内部事務システムの研修会を実施しました。（9月29日、30日）</li> <li>・内部事務システムのデータ出力システムを使用し、月末時点の旅費の精算状況を確認しています。</li> <li>・旅行命令の回議の際に事務室にも回るよう回議ルートを変更しました。</li> </ul> <p>今後も、再発防止のため、上記の対策を引き続き実施してまいります。</p>	<p>須坂園芸高等学校</p>
<p>職員に対する旅費について、重複して支給していたため、5件7,360円の過払いとなった。</p>	<p>過払いとなった旅費については、8月11日に返納手続きを行い、8月17日までにすべて納入されました。</p> <p>再発防止策として次の対策を講じました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅行命令の入力にあたっては、システムの提出物処理状況一覧を確認する等重複入力しないよう全職員に周知徹底しました。</li> <li>2 旅行命令の審査では、教頭と事務長が各々旅行命令の整理簿を作成し、二重にチェックしています。</li> </ol> <p>今後も上記の取組を行い、再発防止に努めてまいります。</p>	<p>上田高等学校</p>
<p>職員に対する旅費について、重複して支給していたため、3件3,450円の過払いとなった。</p>	<p>過払いとなった旅費については、平成27年8月5日に返納手続きを行い、9月1日までに全て納入されました。</p> <p>再発防止策として、以下の対策を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、適正な事務処理・早期の旅費精算について周知徹底を図りました。</li> <li>・旅行命令整理簿を作成しチェックするとともに、内部事務総合システム旅費支払データと照合し、月末時点の旅費の精算状況を確認しています。</li> </ul> <p>今後も上記の取組を行い、再発防止に努めてまいります。</p>	<p>箕輪進修高等学校</p>
<p>職員に対する旅費について、重複して支給していたため、2件1,110円の過払いとなった。</p>	<p>過払いとなった旅費については、平成27年5月28日に返納手続きを行い、6月2日に全て納入されました。</p> <p>再発防止策として、職員に対して適正な事務処理について周知徹底を図るとともに、内部事務システムの旅費支払データを活用し、事務長と予算担当で毎月末確認しています。</p> <p>また、教頭が「出張日、行先」をリストにして旅行命令の確認を行っています。</p> <p>今後も同様の取組を行い、再発防止に努めてまいります。</p>	<p>高遠高等学校</p>

<p>(2) 職員に対する旅費に関して、住居から勤務地への通勤経路と重複する経路について、通勤手当相殺の調整を行わずに支給していたため、1件270円の過払いとなった。</p>	<p>過年度返納処理に係る起案及び調定を平成27年12月2日に行い、同日、納入通知書を該当職員に発出。12月4日に返納となりました。 (再発防止策)</p> <p>1 承認者の理解に資するよう、旅行命令及び精算請求時に、通勤手当との相殺調整に係る、より詳細な情報(重複区間、距離等)を明細情報の備考欄に記載するよう、各職員に指示しました。</p> <p>2 内部事務システムから各職員の通勤届を印刷の上、関係各承認者に配布した。承認時に当該通勤届で認定経路を確認することにより、重複区間の有無を必ず把握の上、承認を行うよう、各承認者に指示しました。</p> <p>3 特に、年度末に同様事案が発生するおそれがあることから、同時期の請求及び承認には、より慎重を期すよう、各職員に指示しました。</p>	上田建設事務所
<p>3 工事請負費の執行が適切でないもの</p>		
<p>(1) 地すべり対策事業の地下水排除工として行っている横ボーリング工事に関して、地方事務所農地整備課の一部工事において、施工箇所周辺の地下水位等の観測が行われておらず、工事の効果が判定できない状態となっていた。 補足説明 地下水排除工は地下水位を低下させることにより地すべり土塊の滑動を抑制するもので、現場ごとに地すべり解析を行い目標とする水位低下量を定め、工事による水位低下量をその都度確認しながら、次の工事の方針(工事の要・不要の判断や、どの位置を施工するかなど)を決定していく。 【工事等監査】</p>	<p>指導を受け、県内で実施している5地方事務所農地整備課の事業実施地区について現状を確認するとともに、平成27年12月15日開催の地方事務所農地整備課長会議において、地下水位等の観測を踏まえた工事の効果判定の必要性を徹底し、さらに、平成28年2月下旬に現地機関あて文書にて周知・徹底を図ります。 今後も定期的に、工事の効果が判定できる状況であることを執行状況により確認しながら適正な事業執行に努めてまいります。</p>	農地整備課
<p>(2) 参加希望型競争入札で発注された工事の下請負契約が、発注者への下請負人通知書のみで行われており、公告で定めた下請負協議書による協議がなされていなかった。 【工事等監査】</p>	<p>指導を受け、平成27年6月の課長係長会議において、参加希望型競争入札公告を再確認し、参加希望型競争入札で発注した工事の下請負契約については、受注者は下請負協議による協議を発注者を行う必要があることを徹底しました。また、平成27年11月に課の職員全体会議を開催し改めて周知・徹底を図りました。 平成27年度は、参加希望型競争入札で発注した工事について受注者が下請負に出す場合は、下請負協議書による協議を行っていることを確認しています。</p>	下伊那地方事務所 農地整備課
<p>4 委託費の執行が適切でないもの</p>		
<p>(1) 変更契約をせずに、委託契約額を超える額を追加で支出していた。 ・バイリンガル日本語指導者育成講座業務委託 契約額： 459,086円 支出額：当初 459,086円 追加 743円 合計 459,829円</p>	<p>今年度の当該事業の実施に当たっては、委託事業の執行状況等を事務担当者の他複数人で確認する体制を整えるとともに、事務処理手順を踏まえたチェックリストによるチェックを行い、算定誤り等のないよう事務処理を行うこととしました。</p>	国際課
<p>5 事前審査に関する事務処理が適切でないもの</p>		
<p>(1) 補助金について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 ・地域少子化対策強化補助事業補助金 交付決定額 10,008,000円(交付決定時)</p>	<p>補助金事務に不慣れな職員であっても、適正な執行ができるよう執行状況管理表を作成するとともに、管理表の活用により職員相互によるダブルチェックを実施してまいります。</p>	次世代サポート課

	(2) 工事請負費について、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 ・上田リサーチパーク食品工場除却工事 当初契約 51,732,000円(事前審査済) 増額変更契約 3,346,920円(契約変更時事前審査未了)	変更契約の際、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けなければならないという認識が担当職員になかったため、今回の事案が発生してしまいました。 今後は事前審査に係るチェックリストを作成し、事務担当者及び予算担当者並びに管理監督者等の複数の職員で確認を行える体制を整備し、今後再発防止に努めてまいります。	産業立地・経営支援課
	6 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 100万円以上の備品購入の給付完了検査で、検査調書を作成していなかった。	支出事務にあたっては、『支出審査事務の手引き(平成26年4月 長野県会計局会計課)』を参照するよう、あらためて関係職員に周知してまいります。 また、担当職員以外の職員が同手引きによりチェックすることとしてまいります。	諏訪建設事務所
	7 その他支出に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 青年の家・少年自然の家施設の管理運営に関する指定管理の基本協定書において、指定管理料は四半期ごとに分けて、各期の終了後10日以内に請求し、県はこれを支払うことになっていたが、各期首に支払っていた(総額:111,086千円)。(4所)	現基本協定書(平成27年3月25日締結)では、各期の終了前に請求できる規定を設けました。	文化財・生涯学習課
	(2) 青年の家・少年自然の家施設の管理運営に関する指定管理において、基本協定書で定めている修繕費の精算の確認と、剰余金についての確認がなされていなかった。(4所)	修繕費及び剰余金の確認は、事業年度終了後2か月以内に提出される事業報告書により行いましたが、指導を受け平成26年度に係る修繕費及び剰余金について確認手続きを行いました。 なお、平成27年度分から、修繕費の精算を年度内に行うよう改めてまいります。	文化財・生涯学習課
	(3) 医療ガス設備定期保守点検業務に係る委託料(486,000円)について、支払日に関する約定がない場合には、相手方が支払請求した日から15日以内の日に支払わなければならないところ、19日後に支払っていた。	請求書の提出を受けた場合は、速やかに事務処理することを徹底するとともに、職員間の相互チェック体制を整え、人事異動があった場合は引継を徹底し、今後このようなことがないよう、適正な事務処理に努めてまいります。	総合リハビリテーションセンター
	(4) 橋梁工事において、橋梁添架物の添架位置を橋台完成後に変更したことにより、橋台の構造を見直すための再設計及び再工事が必要となり、これらにかかる経費(設計:993,600円、工事:2,862,000円)が生じていた。 【工事等監査】	今後は、事業計画段階及び詳細設計段階など適正な段階で事業担当課等と設計協議を十分に行なうよう、あらためて関係職員に徹底させてまいります。 また、所の設計審査会に諮るなど、さらにチェック体制を整え、再発防止に努めてまいります。	佐久建設事務所
補助金事務 1件	1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 在ブラジル長野県人会運営費補助金について、交付決定時に行うべき支出負担行為を補助金請求時に行っていた。	補助事業等執行管理表を整備するとともに、手続きチェックリストを作成して事業の進捗状況の管理と係長による確認を行い、ミス防止に努めています。	国際課

## 平成27年度定期監査報告（一般会計・特別会計）

## 【監査の結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

分類	検討事項	措置状況	機関名
財産管理事務 1件	<p>1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>給食等調理業務委託に伴う厨房施設の貸付け</p> <p>総合リハビリテーションセンターでは、給食等調理業務を外部に委託する際、受託者との間で地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付けにより厨房施設の貸付契約を締結しています。</p> <p>しかしながら、給食等調理業務委託における厨房の使用のように、県の本来業務の委託において受託者が委託業務の遂行のために行政財産を使用するような場合に行政財産の貸付け制度を適用することは、制度の趣旨にそぐわないものと考えられるため、ことさら貸付契約を締結するのではなく、業務委託契約の中で受託者の行政財産の使用や使用上の注意義務、原状回復義務、賠償責任等の規定を設けておけば足りるものと考えます。</p> <p>については、貸付契約の要否を検討し、所要の措置を講じるようにしてください。</p>	<p>給食等調理業務を外部委託する際には、受託者との間で厨房施設の貸付契約を締結してきましたが、委託契約書の中で行政財産の使用等の規定を設けることにより事務の簡素化にもつながることから、行政財産使用等の規定を含め、業務委託契約の変更について検討してまいります。</p>	総合リハビリテーションセンター

## 平成27年度定期監査報告

## 【監査の結果に添えて提出した意見に対する方針】

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	機 関 名
県民文化部	1 税外収入未済額の解消 児童扶養手当過払返納金において、収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。	税外収入の未済額については、平成26年度に引き続き「意見」としていただいております。縮減に向けた努力が強く求められているものと認識しています。 過払返納金の発生原因の主なものは公的年金受給（遡及決定）であり、市町村窓口や保健福祉事務所において年金給付状況を適切に把握することが重要であるため、定期支払期（4月、8月、12月）や現況届提出時（8月）の確認（老齢年金は年齢のチェック、他の公的年金等については現況届提出時に本人への確認など）を徹底するとともに、児童扶養手当の広報パンフレットに手当受給者の変更届出義務を明示するなど、今後も関係機関が連携して発生予防に努めてまいります。 収入未済分については、滞納者の生活状況を把握した上で、分割納付等の完済に向けた計画的な納付を促すなど、粘り強く納付指導を行ってまいります。	こども・家庭課
健康福祉部	2 税外収入未済額の解消 看護職員修学資金貸付金において、収入未済額の縮減に一層の努力を要します。 なお、債権回収業者への委託など、より効果的な方策を実施してください。	「修学資金貸付金未収金回収マニュアル」に沿った督促等を行い、滞納整理を計画的に実施し、未収金の縮減に努めます。特に、長期滞納者に対しては分納指導等、きめ細やかな個別対応を行います。 また、返還金の納入が計画どおりに行われない貸与者に対して個別指導を行い、新たな収入未済の発生防止に努めてまいります。	医療推進課
健康福祉部	3 税外収入未済額の解消 心身障害者扶養共済加入者掛金において、収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。 社会福祉施設入所者負担金において、収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。	「長野県心身障害者扶養共済掛金督促等取扱要領」に基づき、保健福祉事務所と連携した、早期の電話や訪問による督促等の実施により、長期滞納の防止に努めてまいります。 また、長期滞納者に対しては、制度の継続加入意思の確認を行い、それぞれの経済状況等に応じた納付計画書を提出させ着実な納付を促し、未収金の解消に努めてまいります。 定期的な催告書の通知、継続的な電話、個別訪問の実施、納付計画書に基づく分納の履行などにより、引き続き債権回収に努めてまいります。	障がい者支援課
建設部	4 税外収入未済額の解消 県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金において、収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。	県営住宅明渡請求により契約解除となった者に係る損害賠償金の収入未済額縮減については、年度当初に定める徴収対策の中で滞納繰越分滞納整理強化期間を設定し、地方事務所及び管理代行者の住宅供給公社と連携しながら、集中的かつ効率的な滞納整理を実施しています。 県営住宅明渡し等請求訴訟の知事専決処分事項追加を踏まえ損害賠償金の新規発生を抑制を図るとともに、支払督促の実施や訴訟により退去した者への給与差押等の強制執行など、法的措置を事案に応じて適正に講じ、連帯保証人からの徴収にも積極的に取り組めます。 徴収に携わる者の資質向上を目的とした研修会を引き続き開催し、徴収事務担当者のスキルアップを図ります。 また、所在不明など徴収不能案件を見極め、徴収停止や不納欠損処理など適切な処置を講じてまいります。 以上の取組を通じて、収入未済額の縮減に一層努めてまいります。	建築住宅課

教育委員会	<p>5 税外収入未済額の解消</p> <p>高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金において、収入未済額は年々増加しており、収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <p>なお、債権回収業者への委託の拡充など、より効果的な方策を継続的に実施してください。</p> <p>地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金において、収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p>	<p>高等学校等奨学金等貸付金の返還に係る収入未済額の解消に向けては、借受人への文書等による催告を行うことにより、今後も引き続き収入未済額の解消に努めてまいります。</p> <p>特に、高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金並びに高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る収入未済額については、昨年度に引き続き今年度においても債権回収事業者に未収金回収業務を委託しており、現在も債権回収事業者と協力をしながら、借受人及び連帯保証人に対して電話及び文書による催告を行うなどして未収金の回収に努めておりますが、効果が上がっていることから、今後委託する対象者の拡大等についても検討していく予定としております。</p> <p>また、地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金については、納入通知書等を送付する際に返還免除制度の周知を図ることにより、債権本体の縮減も引き続き進めてまいります。</p>	高校教育課
総務部	<p>6 旅費の重複支給防止のためのシステム改正</p> <p>旅費の重複支給については、今年度の監査結果において6機関で重複支給が確認されました。このような事例は毎年度散見されているところです。</p> <p>旅費の重複支給の根本原因は、本人が内部事務システムを利用し旅行命令を重複して申請したことにありますが、この重複申請をシステムの画面上で、即座に確認することができないことも要因の一つと考えます。</p> <p>特に、学校では、一日に同一経路を複数回旅行することもありますので、重複申請が適正である場合もあります。</p> <p>そこで、旅費の重複支給を防止するために、本人が旅行申請をした場合に、システムの画面上に「注意喚起」を行えるようなプログラムの追加を検討するよう望みます。</p>	<p>システムの画面上に「注意喚起」を行えるようなプログラム追加を検討する意見をいただきましたが、現在運用している内部事務総合システムは、他の自治体等でも使用している統一パッケージソフトであり、本県独自でプログラムを追加することは困難です。</p> <p>なお、現行の内部事務総合システムでは、各所属で「旅費所属別申請・支出状況確認-旅費支払データ」をいつでも出力して、旅費支給状況等の確認ができます。</p> <p>今年度の監査結果における重複支給の事例は、こうした確認が行われていなかったことによるものと思われるので、当課発行の職員向け広報「内部事務通信」に、旅費支給状況等の確認方法を掲載し、確認漏れがないよう周知徹底を図っていきます。</p>	総務事務課
県民文化部	<p>7 学校法人への補助事業の適正な執行の確認のための現地調査の早期実施</p> <p>私学・高等教育課では、学校法人の運営する経費に対して、補助金を交付しており、その補助事業が適正に執行されているかどうかの確認等のために現地調査を行っています。</p> <p>平成26年度における現地調査の実施状況を見ると、22学校法人に対して、年度末の27年2月から3月にかけて行われており、その結果の通知は、1件を除き5月以降に行っていました。</p> <p>交付した補助金が、保護者負担の軽減と学校法人の健全な運営のために適正に執行されているかどうかについての適時適切な指導・助言は、当該年度内に行う必要があると考えますので、現地調査の実施時期をより早め、適正な補助事業の執行の確認等を行うよう望みます。</p>	<p>平成27年度における現地調査は、平成27年9月から平成28年2月の6か月間にかけて計画的に実施しています。調査結果については、調査終了後、順次学校法人に対して通知し、全ての通知を年度内に行うこととしております。</p> <p>今後引き続き、早期からの計画的な現地調査の実施により、学校法人に対して適時適切な指導・助言を行うよう努めてまいります。</p>	私学・高等教育課

農政部	<p>8 農業制度資金に係る利子助成事業の適正な事務執行の徹底</p> <p>日本政策金融公庫等が農業者に対して融資している農業経営基盤強化資金については、農業者の経営改善を支援し、金利負担を軽減するため、県及び市町村において利子助成を行っています。</p> <p>この利子助成において、農業者が借入金を繰上償還した後も利子助成金を交付し、過交付となっている事例がありました。</p> <p>繰上償還された場合、県及び市町村は、内容を確認した上で、台帳を修正し適切に管理すべきですが、今回、次の4点を原因として、その事務処理が行われていませんでした。</p> <p>(1) 農業者が、交付申請額の計算を市町村等に任せている場合もあり、繰上償還の事実が市町村に伝わらなかったこと。</p> <p>(2) 地方事務所及び市町村が、管理台帳の更新を怠っていたため、誤った助成額を算出したこと。</p> <p>(3) 金融機関が、県に対し繰上償還報告を失念していたこと。</p> <p>(4) 金融機関から農村振興課に繰上償還報告があったにもかかわらず、地方事務所への送付がなされなかったこと。</p> <p>このような事態は、それぞれの機関等において、要綱や要領に基づき適正な事務処理が行われていれば防止できたものと考えられます。今後、同様の事案を発生させることのないよう、関係する機関等と情報を共有するなど十分な連携を図り、有効な再発防止策を策定し確実に実施してください。</p>	<p>今回の事態を受け、次の再発防止策を講じ、適正、適切な事務処理を徹底します。</p> <p>(1) 農業者から申請の都度、市町村へ助成額の算出に必要な償還年次表等を提出させること。</p> <p>(2) 助成を行っているすべての農業者について、県において管理台帳の再整備を行い、市町村の台帳整備についても徹底すること。</p> <p>(3) 融資元の日本政策金融公庫から、年2回の助成時期に合わせて、全案件の融資情報の提供を受け、県と市町村で共有すること。</p> <p>また、これらの再発防止策を徹底するため、次の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5、6月に地方事務所、市町村及び金融機関を対象に事務担当者研修会を開催し、周知、徹底を行いました。</li> <li>・地方事務所及び市町村に対し、10月8日付けで再発防止策を徹底する旨の文書を発出するとともに、同日、地方事務所農政課長会議で再度徹底しました。</li> <li>・コンプライアンス意識を徹底するため、10月に農政部関係の現地機関の長及び本庁農政部職員を対象に、それぞれコンプライアンス研修を開催しました。</li> </ul>	農村振興課
		<p>当管内では監査委員の意見で挙げられてる(1)及び(3)による2件の過払い事案がありましたが、今後左記のような事案を発生させることのないよう、次の再発防止策に取り組み、適正・適切な事務処理の徹底を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な申請額を確認するため、農業者から申請の都度、市町村へ助成額の算出に必要な償還年次表等を提出させる。</li> <li>・助成を行っているすべての農業者について、県段階で管理台帳の再整備を実施し、市町村における台帳整備も徹底する。</li> <li>・助成を行っているすべての農業者について、県段階で管理台帳の再整備を実施し、市町村における台帳整備も徹底する。</li> <li>・融資元の日本政策金融公庫から、年2回の助成時期に合わせて、全案件の融資情報を提供してもらい、県と市町村で共有する。</li> </ul>	佐久地方事務所農政課
		<p>今回の問題を受け、以下4点の再発防止策に取り組むこととしました。</p> <p>(1) 農業者から申請の都度、市町村の算定額の算出に必要な償還年次表等の確認資料の提出を求め、申請額を確認する。</p> <p>(2) 助成対象農業者について管理台帳の再整備を行い、市町村の台帳との整合性を図る。</p> <p>(3) 融資元の日本政策金融公庫から年2回の助成時期に合わせ、全案件の融資情報を提供してもらい、その情報を県と市町村で共有する。</p> <p>(4) 補助金事務執行に係るチェックリストを作成し、起案文書に添付することにより、担当職員及び複数の職員が執行状況を確認するよう徹底する。</p> <p>今後は市町村はじめ関係機関とより一層連携を密にし、再発防止に努めてまいります。</p>	上小地方事務所農政課



		<p>今回の問題を受け、次の再発防止策に取り組み、事務の適正執行を図っています。</p> <p>(1) 農業者から申請の都度、市町村へ助成額の算出に必要な償還年次表等を提出させること。</p> <p>(2) 助成を行っているすべての農業者について、県において管理台帳の再整備を行い、市町村の台帳整備についても徹底すること。</p> <p>(3) 融資元の日本政策金融公庫から、年2回の助成時期に合わせて、全案件の融資情報の提供を受け、県と市町村で共有すること。</p> <p>(4) 新たに作成した独自のチェックリストを活用するとともに、複数の職員により申請内容を精査すること。</p> <p>(5) 市町村担当者へ利子助成制度と事務執行上の留意事項について徹底するとともに、チェックリストを配布し、チェック体制を強化すること。</p>	上伊那地方事務所 農政課
		<p>今回のような不適切な事例が二度と発生しないよう、以下のとおり再発防止対策を講じます。</p> <p>(1) 市町村に対し、平成27年10月21日付け27松地農第396号で「農業経営基盤強化資金利子助成金の交付事務の適正な執行について」を通知し、当該助成金の適正・適切な事務処理を徹底しました。</p> <p>(2) 書類の審査に当たっては、平成27年度下半期利子助成金交付事務から、要綱に定める書類以外に、市町村が農業者から提出を求めた償還年次表及び支払通帳の写しと、県が年2回の助成時期に合わせて日本政策金融公庫から入手する融資残高に基づいて、利子助成額の確認を行うこととしました。</p> <p>(3) 地方事務所及び市町村で平成28年1月末を目途に、管理台帳の再整備を行い、利子助成対象残高の情報共有を図るとともに、適正な事務処理を徹底するための農業制度資金担当者会議を開催します。</p> <p>(4) 11月25日の所課長会議において、過交付における是正措置と再発防止の徹底について説明し、各所課への注意喚起を図りました。</p>	松本地方事務所農 政課
		<p>今回の事態を受け、以下の再発防止策に取り組み、事務の適正化を図っています。</p> <p>(1) 農業者から申請の都度、市町村へ助成額の算出に必要な償還年次表等の必要書類を提出させます。</p> <p>(2) 助成を行っているすべての農業者について、農村振興課・地方事務所において管理台帳を再整備し、市町村に対しても台帳整備の徹底を求めます。</p> <p>(3) 融資元の日本政策金融公庫から、年2回の助成時期に合わせ、管内全案件の融資状況の提供を受け、市町村との間で情報を共有します。</p>	長野地方事務所農 政課

林 務 部	<p>9 林務部の体制見直しと職員の意識改革、補助事業の適正化</p> <p>北安曇地方事務所林務課において、長期間にわたって不適正な間伐等の補助金交付事務が行われていたことが明らかになりました。</p> <p>林務部では、二度とこのようなことを起こさないという強い決意の下、再発防止に向けた取組を推進することとしています。</p> <p>再発防止策の推進体制として、「林務部コンプライアンス推進本部」「コンプライアンス推進・フォローアップ委員会」を平成27年8月7日に設置するとともに、10月27日に行動計画を策定し、今後、各地方事務所等にコンプライアンス推進会議が設置される予定です。</p> <p>この再発防止に向けた行動計画を着実に推進するとともに、その結果を評価・検証し、県民に対する信頼の回復を図るよう望みます。</p>	<p>林務部では、全ての現地機関にコンプライアンス推進会議を設置して、再発防止に向けた「林務部コンプライアンス推進行動計画」の着実な推進に取り組んでいます。行動計画は、「二度と不祥事を起こさない人と組織づくり」、「二度と不祥事が起きない事務事業の仕組みの構築」、「二度と不祥事を起こさせないための森林組合の指導監督」の三本柱で構成されており、現時点での主な取組内容は次のとおりです。</p> <p>1 二度と不祥事を起こさない人と組織づくり</p> <p>(1) 職員の資質向上とコンプライアンス意識の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の事案について全職員が理解を深め、考えるための車座集会（12月末までに全3回）</li> <li>・ワークショップ（1月末までに全10回）の実施、基本に立ち返り学ぶための管理監督者研修・職場内研修の実施</li> </ul> <p>(2) 組織として不祥事を防止するための仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月に林務部本庁各課室及び現地機関において、コンプライアンス推進担当を設置</li> <li>・災害以外の業務にも適用する応援要領の整備</li> </ul> <p>2 二度と不祥事が起きない事務事業の仕組みの構築</p> <p>(1) 県民起点で現場実態を踏まえた計画づくりと予算執行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期アクションプラン前半（H23～H27）までの取組等について、現地機関を訪問するなどの意見交換を実施しており、年度内を目途に新たな目標値を設定</li> </ul> <p>(2) 造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造林補助事業の要領等に沿った運用の徹底のため、補助要件等の解釈の具体例を現地機関と共有するワーキンググループを11月に設置</li> <li>・現地調査の形骸化防止に向けた抽出調査における無作為抽出の徹底を11月に通知し、現地調査の2人体制を試行</li> <li>・現地調査が困難な年度末申請の見直し</li> </ul> <p>(3) 不適正受給が判明した事業における再発防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造林補助事業以外で不適正が判明した事業において、事業内容の再周知やチェックリストによる確認の徹底など発生原因に応じた再発防止を徹底するため、担当者会議や意見交換会を実施</li> </ul> <p>3 二度と不祥事を起こさせないための森林組合の指導監督</p> <p>(1) 森林組合の内部管理体制整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合役員を対象とした研修会を県森林組合連合会と連携して11月に実施</li> <li>・森林組合の内部管理体制の整備促進に向けて、長野県森林組合連合会が検討している「ガイドライン」の作成に参加し、支援</li> <li>・隔年実施であった森林組合に対する常例検査の毎年実施</li> </ul> <p>上記以外の項目についても積極的かつ具体的に取り組んでまいります。</p> <p>また、行動計画を確実にフォローしていく体制づくりの具体的な取組として、外部有識者で構成するコンプライアンス推進・フォローアップ委員会を設置し、客観的かつ専門的な立場から助言を得て、取組の実施状況の評価・検証を行うとともに、その結果に応じて順次計画を見直し、PDCAサイクルにより取組の充実に努めてまいります。</p>	森林政策課
-------	--	--	-------

信州の木活用課

林務部では、全ての現地機関にコンプライアンス推進会議を設置して、再発防止に向けた「林務部コンプライアンス推進行動計画」の着実な推進に取り組んでいます。行動計画は、「二度と不祥事を起こさない人と組織づくり」、「二度と不祥事が起きない事務事業の仕組みの構築」、「二度と不祥事を起こさせないための森林組合の指導監督」の三本柱で構成されており、現時点での主な取組内容は次のとおりです。

- 1 二度と不祥事を起こさない人と組織づくり
  - (1) 職員の資質向上とコンプライアンス意識の改革
    - ・今回の事案について全職員が理解を深め、考えるための車座集会・ワークショップ、基本に立ち返り学ぶための管理監督者研修・職場内研修への参加
  - (2) 組織として不祥事を防止するための仕組みづくり
    - ・11月にコンプライアンス推進担当を設置
- 2 二度と不祥事が起きない事務事業の仕組みの構築
  - (1) 県民起点で現場実態を踏まえた計画づくりと予算執行
    - ・第2期アクションプラン前半（H23～H27）までの取組等について、現地機関を訪問するなどの意見交換を実施しており、年度内を目途に新たな目標値を設定
  - (2) 補助事業で不適正申請を許さない仕組みの構築
    - ・不適正が判明した事業において、事業内容の再周知やチェックリストによる確認など発生原因に応じた再発防止を徹底
- 3 二度と不祥事を起こさせないための森林組合の指導監督
  - (1) 森林組合の内部管理体制整備の促進
    - ・森林組合の内部管理体制の整備促進に向けて、長野県森林組合連合会が作成する「ガイドライン」作成に県として参加し支援
    - ・隔年で行ってきた森林組合常例検査を毎年実施

		<p>林務部では、全ての現地機関にコンプライアンス推進会議を設置して、再発防止に向けた「林務部コンプライアンス推進行動計画」の着実な推進に取り組んでいます。行動計画は、「二度と不祥事を起こさない人と組織づくり」、「二度と不祥事が起きない事務事業の仕組みの構築」、「二度と不祥事を起こさせないための森林組合の指導監督」の三本柱で構成されており、現時点での主な取組内容は次のとおりです。</p> <p>1 二度と不祥事を起こさない人と組織づくり</p> <p>(1) 職員の資質向上とコンプライアンス意識の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の事案について全職員が理解を深め、考えるための車座集会・ワークショップ、基本に立ち返り学ぶための管理監督者研修・職場内研修への参加</li> </ul> <p>(2) 組織として不祥事を防止するための仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>11月にコンプライアンス推進担当を設置</li> </ul> <p>2 二度と不祥事が起きない事務事業の仕組みの構築</p> <p>(1) 県民起点で現場実態を踏まえた計画づくりと予算執行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2期アクションプラン前半（H23～H27）までの取組等について、現地機関を訪問するなどの意見交換を実施しており、年度内を目途に新たな目標値を設定</li> </ul> <p>(2) 造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>造林補助事業の要領等に沿った運用の徹底のため、補助要件等の解釈の具体例を現地機関と共有するワーキンググループを11月に設置（1月末までに3回実施）</li> <li>現地調査の形骸化防止に向けた抽出調査における無作為抽出の徹底を11月に通知し、現地調査の2人体制を試行</li> <li>実態に即した予算執行に向けた予算編成・配分の見直しを図るため、地域要望や年間執行見込みを早期に把握</li> <li>現地調査が困難な年度末申請の見直し</li> </ul>	<p>森林づくり推進課</p>
<p>林 務 部</p>	<p>10 造林関係補助事業等の適正な執行 造林関係補助事業等補助金交付事務が、適正に行われることは当然であります。</p> <p>「大北森林組合補助金不正受給等検証委員会」の報告に基づき、不適正な補助金交付事務が行われた経緯や原因を十分精査し、適正な補助金交付事務の執行に向けた取組を推進してください。</p> <p>なお、本補助金交付の事務処理について、改善を要すると認められる点は次のとおりです。検査野帳の様式変更に取り組んでいる長野地方事務所林務課の事例なども参考に、具体的かつ積極的な取組を望みます。</p> <p>(1) 補助金申請の時期的偏在の是正</p> <p>(2) 施行地における施業等のデータの管理体制等の構築</p> <p>(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の法令遵守の徹底</li> <li>現地調査の厳正な実施</li> <li>検査野帳の記載方法の充実等</li> </ul>	<p>「林務部コンプライアンス推進行動計画」に基づき、適正な補助金交付事務の執行に向けた取組を推進中です。</p> <p>(1) 補助金申請の時期的偏在の是正については、補助金の年度末申請の集中傾向を解消し、平準化による適正な交付事務を実施するため、事業者の意向を確認したうえで、申請回数及び時期を検討中です。</p> <p>(2) 施行地における施業等のデータの管理体制等の構築については、森林GISと造林補助システムを併用して申請データを蓄積・整備し、重複申請を排除します。</p> <p>(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施については、以下のとおり取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の法令遵守の徹底</li> <li>ワークショップや職場内検討会、職場研修に参加する中で職員一人ひとりの業務に向かう姿勢を学び直し、日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上に取り組めます。</li> <li>現地調査の厳正な実施</li> </ul> <p>原則2人体制で実施します。また、乱数表による現場調査箇所の無作為抽出や、GPS活用による位置確認などにより厳正な実施に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査野帳の記載方法の充実等</li> </ul> <p>記載事項を徹底します。なお、野帳の様式等について、より充実するよう造林事業担当者によるワーキンググループにおいて改定作業を実施中です。</p>	<p>森林づくり推進課</p>

		<p>「林務部コンプライアンス推進行動計画」に基づき、適正な補助金交付事務の執行に向けた取組を推進中です。</p> <p>(1) 補助金申請の時期的偏在の是正については、補助金の年度末申請の集中傾向を解消し、平準化による適正な交付事務を実施するため、事業者の意向を確認したうえで、申請回数及び時期を検討中です。</p> <p>管内の多くの林業事業者は、主に春季から夏季に国有林の森林整備を行い、秋季から冬季にかけて民有林の森林整備を実施していることから、民有林の造林事業補助金交付申請は例年5回(12月)と6回(2月)に集中しています。このため、県を通じて国有林等と情報を共有しながら、事業者に対して早期に申請書類の提出を依頼します。</p> <p>(2) 施行地における施業等のデータの管理等の体制の構築については、森林GISと造林補助システムを併用して申請データを蓄積・整備し、重複申請を排除します。</p> <p>(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施については、以下のとおり取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の法令遵守の徹底 ワークショップや職場内検討会、職場研修に参加する中で職員一人ひとりの業務に向かう姿勢を学び直し、日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上に取り組みます。</li> <li>・現地調査の厳正な実施 原則2人体制で実施します。なお、今年度は申請件数全件の現地調査とGPS付カメラによる調査経路、箇所の再現可能な調査方法により対応しています。</li> <li>・検査野帳の記載方法の充実等 記載事項を徹底します。なお、野帳の様式等について、より充実するよう造林事業担当者によるワーキンググループにおいて改定作業を実施中です。</li> </ul>	佐久地方事務所林務課
		<p>「林務部コンプライアンス推進行動計画」に基づき、適正な補助金交付事務の執行に向けた取組を推進中です。</p> <p>(1) 補助金申請の時期的偏在の是正については、補助金の年度末申請の集中傾向を解消し、平準化による適正な交付事務を実施するため、事業者の意向を確認したうえで、申請回数及び時期を検討中です。</p> <p>(2) 施行地における施業等のデータの管理等の体制の構築については、森林GISと造林補助システムを併用して申請データを蓄積・整備し、重複申請を排除します。</p> <p>(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施については、以下のとおり取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の法令遵守の徹底 ワークショップや職場内検討会、職場研修に参加する中で職員一人ひとりの業務に向かう姿勢を学び直し、日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上に取り組みます。</li> <li>・現地調査の厳正な実施 原則2人体制で実施します。また、乱数表による現場調査箇所の無作為抽出や、GPS活用による位置確認などにより厳正な実施に努めます。</li> <li>・検査野帳の記載方法の充実等 記載事項を徹底します。なお、野帳の様式等について、より充実するよう造林事業担当者によるワーキンググループにおいて改定作業を実施中です。また林務課コンプライアンス会議委員(林務課長、地域政策課長、会計センター分室長)による検査野帳等の確認を行います。</li> </ul>	上小地方事務所林務課

		<p>「林務部コンプライアンス推進行動計画」に基づき、適正な補助金交付事務の執行に向けた取組を推進中です。</p> <p>(1) 補助金申請の時期的偏在の是正については、補助金の年度末申請の集中傾向を解消し、平準化による適正な交付事務を実施するため、事業者の意向を確認したうえで、申請回数及び時期を検討中です。</p> <p>このため、林業事業者等に対してより計画的な事業実施の指導を行うとともに、冬期にかかる現場等に対しては、現地完了時点での事前調査や次年度申請を促すことにより申請時期の集中、偏在化是正を図ります。</p> <p>(2) 施行地における施業等のデータの管理等の体制の構築については、森林GISと造林補助システムを併用して申請データを蓄積・整備し、重複申請を排除します。</p> <p>(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施については、以下のとおり取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の法令遵守の徹底 ワークショップや職場内検討会、職場研修に参加する中で職員一人ひとりの業務に向かう姿勢を学び直し、日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上に取り組みます。</li> <li>・現地調査の厳正な実施 原則2人体制で実施します。また、乱数表による現場調査箇所の無作為抽出や、GPS活用による位置確認などにより厳正な実施に努めます。</li> <li>・検査野帳の記載方法の充実等 記載事項を徹底します。なお、野帳の様式等について、より充実するよう造林事業担当者によるワーキンググループにおいて改定作業を実施中です。</li> </ul> <p>なお、調査の正確性、効率性を高めるため、「プロット調査野帳」、「森林作業道出来形管理野帳」「伐採率プロット調査結果集計表」を独自に作成し、これらの活用と記録写真への転記等により調査野帳の記載漏れ等を防ぎます。</p>	<p>諏訪地方事務所林務課</p>
		<p>「林務部コンプライアンス推進行動計画」に基づき、適正な補助金交付事務の執行に向けた取組を推進中です。</p> <p>(1) 補助金申請の時期的偏在の是正については、補助金の年度末申請の集中傾向を解消し、平準化による適正な交付事務を実施するため、事業者の意向を確認したうえで、申請回数及び時期を検討中です。また、早期申請を行うように事業者を指導します。</p> <p>(2) 施行地における施業等のデータの管理等の体制の構築については、森林GISと造林補助システムを併用して申請データを蓄積・整備し、重複申請を排除します。</p> <p>(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施については、以下のとおり取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の法令遵守の徹底 ワークショップや職場内検討会、職場研修に参加する中で職員一人ひとりの業務に向かう姿勢を学び直し、日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上に取り組みます。</li> <li>・現地調査の厳正な実施 原則2人体制で実施します。また、他課職員による現場調査箇所の無作為抽出や、GPS活用による位置確認などにより厳正な実施に努めます。</li> <li>・検査野帳の記載方法の充実等 記載事項を徹底します。なお、野帳の様式等について、より充実するよう造林事業担当者によるワーキンググループにおいて改定作業を実施中です。</li> </ul>	<p>上伊那地方事務所林務課</p>

		<p>「林務部コンプライアンス推進行動計画」に基づき、適正な補助金交付事務の執行に向けた取組を推進中です。</p> <p>(1) 補助金申請の時期的偏在の是正については、補助金の年度末申請の集中傾向を解消し、平準化による適正な交付事務を実施するため、事業者の意向を確認したうえで、申請回数及び時期を検討中です。</p> <p>間伐適期が秋以降であること、事業内容によっては補助金申請の要件に1申請の面積が5ha以上であることが必要であり、希望者を集める必要があること、また申請者である森林組合の業務の性質上、第5回、第6回に申請が集中するのが実情であることから、森林組合等と協議を行い、補助金申請の時期的な平準化に努めてまいります。</p> <p>(2) 施行地における施業等のデータの管理等の体制の構築については、森林GISと造林補助システムを併用して申請データを蓄積・整備し、重複申請を排除します。</p> <p>(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施については、以下のとおり取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の法令遵守の徹底 ワークショップや職場内検討会、職場研修に参加する中で職員一人ひとりの業務に向かう姿勢を学び直し、日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上に取り組みます。</li> <li>・現地調査の厳正な実施 原則2人体制で実施します。また、乱数表による現場調査箇所の無作為抽出や、GPS活用による位置確認などにより厳正な実施に努めます。</li> <li>・検査野帳の記載方法の充実等 記載事項を徹底します。なお、野帳の様式等について、より充実するよう造林事業担当者によるワーキンググループにおいて改定作業を実施中です。</li> </ul>	<p>下伊那地方事務所 林務課</p>
		<p>「林務部コンプライアンス推進行動計画」に基づき、適正な補助金交付事務の執行に向けた取組を推進中です。</p> <p>(1) 補助金申請の時期的偏在の是正については、補助金の年度末申請の集中傾向を解消し、平準化による適正な交付事務を実施するため、事業者の意向を確認したうえで、申請回数及び時期を検討中です。</p> <p>作業完了後に申請する事業（実績補助事業）であることから、申請時期に偏りが生ずることは避けられないものの、平準化の指導を図っていきます。また、積雪等により、現地調査が困難となる時期の申請については、事前調査依頼により現地調査を実施し対応します。</p> <p>(2) 施行地における施業等のデータの管理等の体制の構築については、森林GISと造林補助システムを併用して申請データを蓄積・整備し、重複申請を排除します。</p> <p>(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施については、以下のとおり取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の法令遵守の徹底 ワークショップや職場内検討会、職場研修に参加する中で職員一人ひとりの業務に向かう姿</li> </ul>	<p>木曾地方事務所 林務課</p>

		<p>勢を学び直し、日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査の厳正な実施</li> </ul> <p>原則2人体制で実施します。また、乱数表による現場調査箇所の無作為抽出や、GPS活用による位置確認などにより厳正な実施に努めます。採択要件については、現地においても事業主体から再度説明を求めるなど、確認を徹底します。また、現地調査以外に、調査結果に関する書類について、事業担当係以外の者による再チェックを励行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査野帳の記載方法の充実等</li> </ul> <p>記載事項を徹底します。なお、野帳の様式等について、より充実するよう造林事業担当者によるワーキンググループにおいて改定作業を実施中です。</p>	
		<p>「林務部コンプライアンス推進行動計画」に基づき、適正な補助金交付事務の執行に向けた取組を推進中です。</p> <p>(1) 補助金申請の時期的偏在の是正については、補助金の年度末申請の集中傾向を解消し、平準化による適正な交付事務を実施するため、事業者の意向を確認したうえで、申請回数及び時期を検討中です。</p> <p>施業時期が限定される間伐などの施業以外については、完了後速やかに申請するよう林業事業者を指導し、第5回第6回に集中しないよう対応します。また、冬期の現地調査が困難な箇所については、第6回申請を避け、第5回申請とすることや次年度の第1回の申請とすることにより林業事業者を指導します。</p> <p>(2) 施行地における施業等のデータの管理等の体制の構築については、森林GISと造林補助システムを併用して申請データを蓄積・整備し、重複申請を排除します。</p> <p>(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施については、以下のとおり取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の法令遵守の徹底</li> </ul> <p>ワークショップや職場内検討会、職場研修に参加する中で職員一人ひとりの業務に向かう姿勢を学び直し、日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査の厳正な実施</li> </ul> <p>原則2人体制で実施します。また、GPS活用による位置確認などにより厳正な実施に努めます。なお、本年度については、申請全箇所の現地調査を実施します。また、冬期の現地調査が困難な箇所については、調査内規の第5条のただし書きを活用し、事前調査の書面要求をするよう林業事業者を指導します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査野帳の記載方法の充実等</li> </ul> <p>記載事項を徹底します。なお、野帳の様式等について、より充実するよう造林事業担当者によるワーキンググループにおいて改定作業を実施中です。また、補助金交付申請時の「事前確認チェックリスト」及び交付確定時の「造林事業審査チェックリスト」によるダブルチェックを行い、補助金交付の適正な処理を行います。</p>	<p>松本地方事務所林務課</p>



北安曇地方事務所  
林務課

林務部では、「大北森林組合補助金不正受給等検証委員会」の報告を踏まえ「林務部コンプライアンス推進行動計画」を策定し、「二度とこのような事案を起こさない」との強い決意の下、再発防止の徹底を図りました。

この行動計画に基づいて、北安曇地方事務所林務課として、下記の項目を実施し、造林関係補助事業等の適正な補助金交付事務の執行の徹底を図ることとしました。

(1) 補助金申請の時期的偏在の是正については、補助金の年度末申請の集中傾向を解消し、平準化による適正な交付事務を実施するため、事業者の意向を確認したうえで、申請回数及び時期を検討中です。

(2) 施行地における施業等のデータの管理等の体制の構築については、森林GISと造林補助システムを併用して申請データを蓄積・整備し、重複申請を排除します。

(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施については、以下のとおり取り組みます。

- ・職員の法令遵守の徹底

ワークショップや職場内検討会、職場研修に参加する中で職員一人ひとりの業務に向かう姿勢を学び直し、日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上に取り組みます。

- ・現地調査の厳正な実施

原則2人体制で実施します。また、乱数表による現場調査箇所の無作為抽出や、GPS活用による位置確認などにより厳正な実施に努めます。

- ・検査野帳の記載方法の充実等

記載事項を徹底します。なお、野帳の様式等について、より充実するよう造林事業担当者によるワーキンググループにおいて改定作業を実施中です。

また、要領で規定された項目を各検査員が同じ水準で行うことを徹底します。

(4) その他

財務関係法令及び事業実施要綱等に則った事務処理となっているか補助金等審査チェックリストにより確認し、けん制体制を強化します。

また、当所における取組の着実な実行を推進する「コンプライアンス推進担当」を設置するとともに「北安曇地方事務所林務課コンプライアンス推進会議」に報告し、進捗管理・効果検証を行い、徹底を図ることとしました。

		<p>「林務部コンプライアンス推進行動計画」に基づき、適正な補助金交付事務の執行に向けた取組を推進中です。</p> <p>(1) 補助金申請の時期的偏在の是正については、補助金の年度末申請の集中傾向を解消し、平準化による適正な交付事務を実施するため、事業者の意向を確認したうえで、申請回数及び時期を検討中です。</p> <p>(2) 施行地における施業等のデータの管理等の体制の構築については、森林GISと造林補助システムを併用して申請データを蓄積・整備し、重複申請を排除します。</p> <p>(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施については、以下のとおり取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の法令遵守の徹底 ワークショップや職場内検討会、職場研修に参加する中で職員一人ひとりの業務に向かう姿勢を学び直し、日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上に取り組みます。</li> <li>・現地調査の厳正な実施 原則2人体制で実施します。また、乱数表による現場調査箇所の無作為抽出や、GPS活用による位置確認などにより厳正な実施に努めます。</li> <li>・検査野帳の記載方法の充実等 記載事項を徹底します。なお、野帳の様式等について、より充実するよう造林事業担当者によるワーキンググループにおいて改定作業を実施中です。</li> </ul> <p>(4) その他 長野地方事務所林務課では、監査委員の意見でも言及されているように、申請書と検査復命が一つになっている様式を分けて使いやすくし、全箇所チェックリストを併せて用いることで、データの適正な管理と円滑な現地調査の実施に効果をあげています。 造林関係補助事業等補助金については制度の見直しが図られている状況であり、今後とも適正な交付事務の執行に努めてまいります。</p>	長野地方事務所林務課
--	--	---	------------

		<p>「林務部コンプライアンス推進行動計画」に基づき、適正な補助金交付事務の執行に向けた取組を推進中です。</p> <p>(1) 補助金申請の時期的偏在の是正については、補助金の年度末申請の集中傾向を解消し、平準化による適正な交付事務を実施するため、事業者の意向を確認したうえで、申請回数及び時期を検討中です。</p> <p>当地域は、搬出間伐を中心に事業を実施していることから、事業実施期間が長期となりやすいこと、また、豪雪地帯であり、雪解けから森林整備を開始し、時期的制約を受けるものを除き、積雪までの間に事業を完了する必要があることから、申請時期が偏る傾向があります。このため、本年度から現場確認が可能な箇所のみ補助対象とするよう、事業者主体と調整しています。</p> <p>(2) 施行地における施業等のデータの管理等の体制の構築については、森林GISと造林補助システムを併用して申請データを蓄積・整備し、重複申請を排除します。</p> <p>(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施については、以下のとおり取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の法令遵守の徹底 ワークショップや職場内検討会、職場研修に参加する中で職員一人ひとりの業務に向かう姿勢を学び直し、日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上に取り組みます。</li> <li>・現地調査の厳正な実施 原則2人体制で実施します。また、乱数表による現場調査箇所の無作為抽出や、GPS活用による位置確認などにより厳正な実施に努めます。</li> <li>・検査野帳の記載方法の充実等 記載事項を徹底します。なお、野帳の様式等について、より充実するよう造林事業担当者によるワーキンググループにおいて改定作業を実施中です。</li> </ul>	北信地方事務所林務課
林 務 部	<p>11 長野県営林経営基金の計画的な活用</p> <p>長野県営林経営基金は、資金積立基金条例に基づき、県営林の経営の合理化を図ることを目的に設置され、その用途は県営林の整備拡充に要する費用の財源に充てることとされています。</p> <p>本基金は、昭和59年度までに県営林経営費などに繰り出したことにより、残高が21万余円となって以降、30年以上にわたり繰り出した実績がありません。</p> <p>昭和60年度以降平成18年度までに県有林を処分した収入を積み立てたことにより、18年度末残高は5,565万余円に増加し、その後、毎年度の利息収入を加え、26年度末の積立額は5,632万余円となっています。この積立額は、既に県営林の管理に使用することが可能な金額となっていると考えられますので、本基金の目的及び用途に従って、計画的に活用するよう努めてください。</p>	<p>長野県営林経営基金については、平成28年度に策定予定の第10次県営林管理経営計画（計画期間平成29年4月～平成34年3月）の中で、県営林の整備等の費用の財源として事業計画に盛り込み、活用を図ってまいります。</p>	森林づくり推進課

平成27年度定期監査報告

【監査の結果(重点監査)に添えて提出した意見に対する方針】

テーマ2:トンネル照明施設について

監査委員の意見	意見に対する方針	機関名
<p>急峻(しゅん)な山々に囲まれた長野県においては、曲がりくねった危険な山道を走りやすい安全な道路に改良する上で、トンネルは有効な手段であり、各地で建設されてきました。これらについては、その多くが昭和40年代の高度経済成長期以降に建設されたもので、今後一斉に老朽化の時期に達することから、計画的かつ効率的な修繕・更新が求められています。</p> <p>道路の走行環境が気象条件や地形条件に影響されるのに対し、トンネル内の走行環境は造り手により創出されるものが多く、特に照明施設については、運転者の視覚に直接関係する重要な装置であるといえます。</p> <p>今回の調査により確認された照明施設の更新による効果と、更新計画にあたり留意すべき点については以下のとおりです。</p> <p>道路施設については、私たちの生活において欠くことのできない最も基幹となる社会インフラであると同時に、近年多発する豪雨や地震などの自然災害に対して避難体制や緊急輸送などを担う重要なものです。また、観光立県を目指す当県にあっては、来訪者を受け入れる玄関口でもあり、旅の印象を左右する観光要素のひとつであるともいえます。</p> <p>長野県に多くの人々が集い、活力と若々しさに満ちた健康長寿の県であり続けるためにも、その足元を支える道路施設などの社会インフラが健全な状態に保持されるよう、取組を重ねてください。</p>		建設政策課
<p>(1) 更新による効果について</p> <p>電気料金や電力使用量について、更新により大きな節減効果がみられるとともに、維持管理における労力の軽減や、利用者へのサービス向上についても効果が期待できると思われることから、今後の照明更新においても、引き続きLEDなど高効率照明への転換を進めてください。</p>	<p>トンネル照明の更新にあたっては、原則LED照明を採用することとしており、引き続き電気料などの維持管理費の削減を行ってまいります。</p>	
<p>(2) 設計手法について</p> <p>照明施設の設計については、概ね基準に沿って検討されていることが確認されましたが、野外輝度の設定に関して、全て計算により決定しています。この方法は、基準でも明示されている一般的なもので、一概にルールを逸脱しているとは言いきれませんが、現にトンネル坑口が完成していて現地において輝度測定できる場合には、必要に応じ現地測定を行うことも検討してください。</p>	<p>計算による方法についても実用上必要な精度を有することが確認されておりますが、今後既存トンネル照明の更新にあたっては、野外輝度の設定にあたり、現場の状況を踏まえつつ、現地での測定も必要に応じて実施してまいります。</p>	
<p>(3) 更新計画について</p> <p>トンネルの修繕については、照明施設も含めトンネル長寿命化修繕計画に基づき順次実施されています。照明施設の更新については相応の費用を要することから、引き続き本体の修繕に合わせ計画的な整備に努めてください。</p> <p>また、照明の健全度がランク2(早急に更新)に該当する照明を有するトンネルについては、現在の健全度が悪化しないよう適切な維持管理をするとともに、更新のための調査・設計を十分に蓄積し、緊急的な工事にも速やかに対応できるよう準備しておくことが有効であると考えます。</p> <p>当該計画は5年ごとに見直すこととしており、次の改訂は平成30年度となります。その際は、それまでの工事実績や技術情報等を踏まえ、より精度の高い計画となるよう努めてください。</p>	<p>照明施設の更新については、本体の修繕の進捗を見ながらLED化を進めてまいります。</p> <p>また、道路パトロールなどにより、適切な維持管理を行うとともに、調査や修繕などの情報については、本体の修繕状況の実績を基に蓄積を図り、今後の修繕計画の策定に活かしてまいります。</p>	